

第 30 回総会 令和元年 11 月 29 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、11 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

今月は農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 2 件ありますので報告いたします。先ず番号 1 です。土地の所在は、大字鹿野田字〇〇番、地目・台帳・現況とも田、面積：432 m<sup>2</sup>のうち 67 m<sup>2</sup>、届出人は大字鹿野田〇〇番地の〇〇、転用目的はマンゴー加工所、トイレ、駐車場を設置するためで、内訳は 2.2m×5.4m のコンテナを設置してマンゴー加工所として利用し、1.5m×1.5m の簡易トイレ、車 2 台分の駐車場を設置するためです。地元委員の〇〇委員に確認していただいておりますので報告をお願いします。

3 番 番号 1 について報告します。お手元に報告事項としての資料があると思います。申請人は〇〇さんです。都於郡の〇〇でマンゴーを 1ha 程栽培している認定農家です。届出農地の場所は、三納〇〇から都於郡に向かって〇〇橋の南側に広がる農地です。自作するマンゴーハウスの空きスペースを利用して、コンテナを利用したマンゴーの加工所などを設置するものです。現地も確認しておりますので以上報告します。

局 長 次に番号 2 です。土地の所在は、大字三納字〇〇番、地目・台帳・現況とも畑、面積：641 m<sup>2</sup>のうち 180 m<sup>2</sup>、届出人は大字三納〇〇番地の〇〇、転用目的は農機具倉庫 1 棟 180 m<sup>2</sup>を建設するためです。地元委員の〇〇委員には確認していただいておりますので報告をお願いします。

12 番 番号 2 について報告します。お手元に報告事項としての資料があると思います。申請人は〇〇さんです。三納の〇〇で水稻を 1ha 以上、オクラを 30a 栽培している認定農家です。届出農地の場所は、三納〇〇集落内の自宅前の農地です。集落内の道路拡張により、現在使用している農機具倉庫が拡張にかかることから、自宅前の自作地に

農機具倉庫を建設するものです。現地も確認しておりますので以上報告します。

局長 その他、相続届 3 件、使用貸借合意解約 8 件、賃貸借合意解約 6 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和元年度第 30 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6 番〇〇委員、20 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 183 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 183 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：一般住宅用地 2 件、田 44 m<sup>2</sup>、畑 790 m<sup>2</sup>、計 834 m<sup>2</sup>、山林用地 1 件、畑 1,118 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 3 件、田 44 m<sup>2</sup>、畑 1,908 m<sup>2</sup>、計 1,952 m<sup>2</sup>です。

先ず 1 項を説明します。申請者：三宅の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 3、登記・田、現況・宅地、面積 44 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：一般住宅用地、施設内容：庭用地拡張で顛末書が添付されています。

次に 2 項を説明します。申請者：宮崎市〇〇の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他 2 筆、登記・畑、現況・山林、面積 1,118 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：山林用地、施設内容：山林で顛末書が添付されています。

次に 3 項を説明します。申請者：小林市〇〇の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 2、登記・現況とも畑、面積 790 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：一般住宅用地、施設内容：実測 647 m<sup>2</sup>のうち法面 131 m<sup>2</sup>、居宅 1 棟 146.20 m<sup>2</sup>で上申書が添付されています。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 今回は 29 番〇〇委員と私（15 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 11 月 20 日午前 8 時 15 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条 3 件、農地法第 5 条 1 件、非農地証明 1 件を調査いたしました。なお、非農地証明の現地確認には 7 番〇〇委員にもご同行いただいています。順次報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1 項を報告します。申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇の〇〇交差点から三財〇〇方面へ約 800m 進み更に東に約 300m 行った農地です。転用の理由であります、申請人は、平成 22 年 1 月に父から相続により当該地を取得しました。ただし昭和 59 年頃、防風林としてアカメを植樹しておりましたが、現地が農地のままになっていたことを最近知ったということでもあります。当時のこととはいえ農地法の許可を得てないことから、事後になりましたが、顛末書を添付して違反転用を是正するための申請であります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農道を挟み農地、南側は農地、北側は宅地であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、着工から既に 35 年程経過しており周辺への影響もなく特に懸念するところはあります。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地」となりますが、既存施設の 1/2 以下の面積であることから許可可能な案件であります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここでは事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

29 番 2項を報告します。申請地は三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線沿いの〇〇の北側の台地にある〇〇の近くの農地です。転用の理由であります。申請人は、昭和61年に父から相続により当該地を取得しました。30年以上前に父が杉を植林しましたが、私の勤務の都合上管理も出来ない状態でした。3年前に南側にある墓地の所有者からの要望で倒木すると被害が出ることから伐採をしたということでもあります。当時のこととはいえ杉を植栽した際に農地法の許可を得てないことから、事後になりましたが、顛末書を添付して違反転用を是正し山林として管理していくための申請であります。現地の状況は、東側は崖の下が県道、西側は山林、南側は共同墓地、北側は山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、着工から既に30年程経過しており周辺への影響もなく特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 3項を報告します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で〇〇から西に約 500m 行った高台にある農地です。転用の理由であります。申請人は、現在小林市に居住しておりますが、故郷で住宅を建築したいということから、実家の隣に一般住宅を建築するための申請です。登記面積は 790 m<sup>2</sup>であります。実測は 647 m<sup>2</sup>で道路との高低差もあり法面として 131 m<sup>2</sup>は利用出ませんので実質 516 m<sup>2</sup>となります。現地の状況は、東側は宅地で兄の住宅、西側は山林、南側は市道、北側は農地であります。生活排水は合併浄化槽を設置した後、敷地南側にある市道側溝に排出します。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 184 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 184 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：  
その他 1 件、畑 863 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 1 件、畑 863 m<sup>2</sup>、計 863 m<sup>2</sup>です。

1 項を説明します。譲受人：児湯郡新富町の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：  
大字加勢字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 863 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権  
利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 340 枚です。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

29 番 1 項について報告します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。県道下三財・  
寒川線の〇〇から北東に約 200m 行った〇〇のすぐ隣にある集落内の農地です。今回  
の申請理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有  
権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九  
州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して安全で安心  
な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいと  
いうことであります。現地の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は市道、北側は  
山林であります。雨水対策としては、基本的には自然浸透であり現状の地盤で利用す  
るので造成はありませんが、土地の境界には畝を設置して敷地内で処理し被害防止に  
努めということであります。万一被害が生じた場合は責任をもって対処するといふこ  
とであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは一  
りません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する所有者への説明はこれか  
ら行い同意を得ていくとのこと。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模  
の農地の集団であり第 2 種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様  
のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第185号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第185号農地法第3条の規定による許可申請の許可については諸事情により13

項が取り下げになりましたので、差し替えをお願いします。件数及び面積: 売買5件、

田4,990㎡、畑61㎡、計5,051㎡です。贈与3件、田6,032㎡、畑780㎡、計6,812

㎡、賃貸借4件、田6,180㎡、計も同じです。合計12件、田17,202㎡、畑841㎡、

計18,043㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。

議長 先ず1項、2項、3項、4項は譲受人が同じで関連性がありますのでまとめて説明をお願いします。

局長 1項から4項は譲受人が〇〇さんですので、2項以降は譲受人を省略します。1項、

譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 978 m<sup>2</sup>、権利の内容：賃貸借の設定です。

次に 2 項です。譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 397 m<sup>2</sup>、権利の内容：賃貸借の設定です。

次に 3 項です。譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 984 m<sup>2</sup>、権利の内容：賃貸借の設定です。

次に 4 項です。譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも田、面積 3,821 m<sup>2</sup>、権利の内容：賃貸借の設定です。

議 長 本案件の地元委員は私でありますので、確認事項の説明させていただきます。

16 番 申請地は穂北地区の〇〇集落で国道 219 号線沿いの〇〇集落入り口から南に約 300m 行った農地です。今回の申請は、新規で農業経営を開始された譲受人の〇〇さんが 4 人の方から農地を賃貸借により借り受けニラ栽培をするための申請であります。1 項、2 項、4 項はハウスが建っています。〇〇さんは新規就農者で両親、兄弟 3 人でニラを専業として経営され、今後も規模拡大をしていきたいということであります。3 項は、夏はゴーヤ、その後大根を作付けします。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクターについては、現在は友人等から借りています。管理機 1 台、ポンプ 1 台、動噴霧 1 台で農業に必要な機械等は充分ではありませんが揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項、2 項、3 項、4 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5項の説明をお願いします

局 長 5項について説明いたします。譲受人：新富町〇〇の〇〇、譲渡人：宮崎市〇〇の〇〇、申請地：大字現王島字〇〇番2、登記・現況とも田、面積681㎡、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 5項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇で〇〇から東に約1km行った集落内にある農地です。今回の申請理由は、市外に在住で離農を考えている譲渡人の〇〇さんから、譲受人で専業農家の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための贈与になります。〇〇さんは後継者もおられ、〇〇の役員もされており、水稻、ハウスきゅうり、露地野菜を87,670㎡作付けされています。農機具につきましては、トラクター2台、田植機1台、普通トラック1台、軽トラ1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6項の説明をお願いします。

局 長 6項について説明いたします。譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積5,351㎡、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 本案件の地元委員は私でありますので、確認事項の説明させていただきます。

16 番 6項について報告します。今回の申請地は、穂北地区の〇〇集落内にある農地です。

今回の申請理由は、病気のため離農を考えている譲渡人の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の〇〇さんへの農業経営の安定のための親から子への一括贈与になります。〇〇さんは今回の申請地で水稻を5,351㎡作付けされます。農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラ1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7項の説明をお願いします。

局 長 7項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：宮崎市〇〇の〇〇、  
申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも畑、面積780㎡、権利の内容：所有権  
移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 7項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、市外に在住で管理が困難な譲渡人の〇〇さんから、譲受人で専業農家の〇〇さんへの農業経営の拡大のための一括贈与になります。〇〇さんは水稲96,850㎡、大根23,595㎡、スイートコーン200㎡を作付けしているほか大規模な養鶏農家です。今回の申請地には大根を作付けされます。農機具につきましては、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ2台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に8項の説明をお願いします。

局長 8項について説明いたします。譲受人：宮崎市〇〇の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、  
申請地：大字平郡字〇〇番4他1筆、登記・田、現況・畑、面積430㎡、権利の内容：  
所有権移転の売買で空き家に付属する農地です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6番 8項について報告します。今回の申請は、平郡の〇〇さんから、宮崎市〇〇の〇〇  
さんへの売買になります。申請地につきましては、10月の総会議案第179号空き家に  
附属した農地として指定の承認を戴いたところであり、今回空き家とセットで購入さ  
れるとのことで、譲受人から「取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書」及  
び「営農計画書」の提出はされております。申請地には枝豆、ニンニクを作付けされ  
るようです。特に問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろし  
くお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円、総額〇〇円です。

議長 説明がありました8項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に9項の説明をお願いします。

局長 9項について説明いたします。譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：聖陵町2丁目の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番57、登記・現況とも畑、面積61㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20番 9項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇で〇〇の北側の集落内にある農地です。今回の申請理由は、〇〇さんが西都市からの払い下げを受けるための申請であります。譲受人で専業農家の〇〇さんは水稻、ピーマン、ニラを21,519㎡作付けし、今回の申請地にはピーマンを作付けされます。農機具につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ2台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 今回の案件は一般的には里道の払い下げになるものですが、現在、道としての機能はなく〇〇さんがハウスの一部の農地として活用されています。但し諸事情により〇〇が所有権保存登記をせざるを得なく地目が農地であることから3条申請になったものです。

議長 説明がありました9項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6番 売買金額をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

20番 登記手数料の経費が分かれば教えてください。

事務局 司法書士等に依頼すれば通常の3条の登記手数料がかかりますが、具体的には分かりません。

議長 他にありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 10 項の説明をお願いします。

局 長 10 項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,597 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 10 項について報告します。今回の申請地は、三財地区の〇〇で〇〇から南東に約 800m 行った農地です。今回の申請理由は、体調不良で離農を考えている譲渡人の〇〇さんから、譲受人で専業農家の〇〇さんへの農業経営の安定のための規模拡大による売買になります。〇〇さんは水稻を 14,034 m<sup>2</sup>、スイートコーンを 5,500 m<sup>2</sup>、ピーマンを 8,515 m<sup>2</sup>、作付けされます。農機具につきましては、トラクター 3 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラ 2 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円、総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 10 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 11 項の説明をお願いします。

局 長 11 項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 768 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 11 項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇集落で北に約 500m 行った県道沿いにある農地になります。今回の申請は、高齢になった〇〇さんから譲受人の〇〇さんへの規模拡大の要望による売買であります。譲受人は水稻 5,475 m<sup>2</sup>、甘藷 1,092 m<sup>2</sup>、粟 2,094 m<sup>2</sup>、柿 2,690 m<sup>2</sup>を作付けされている兼業農家であります。申請地には水稻を作付けされるとのことであります。現地は農地として管理されていることを確認しました。農機具はトラクター1台、耕耘機1台、軽トラ3台は所有していますが、田植え機、コンバインはリースで確保します。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円、総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 11 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 12 項の説明をお願いします。

局 長 12 項について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,195 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 12 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落で南東に約 150m 行った農地になります。今回の申請は、譲受人の〇〇さんの経営の安定のため、規模拡大したいという要望による売買であります。譲受人は水稻 58,104 m<sup>2</sup>、ズッキーニ 963 m<sup>2</sup>作付けされている専業農家であります。申請地には水稻を作付けされるとのことです。現地は農地として管理されていることを確認しました。農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、管理機 1 台、軽トラ 1 台は所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 12 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

局長 議案第 186 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認（所有権移転）については諸事情により 1 項が取り下げになりましたので、差し替えをお願いします。件数及び面積：田 5,419 m<sup>2</sup>、畑 14,468 m<sup>2</sup>、合計 6 件、面積 19,887 m<sup>2</sup>です。項目毎に説明します。

1 項 譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 1,987 m<sup>2</sup>です。

2 項 譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 922 m<sup>2</sup>です。

3 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,558 m<sup>2</sup>です。

4 項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,210 m<sup>2</sup>です。

5 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 11,559 m<sup>2</sup>です。

6 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,651 m<sup>2</sup>、一時貸付タイプの特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については 12 月を予定しております。

議長 説明がありました 1 項から 6 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手

願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 187 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 187 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 42,195 m<sup>2</sup>、畑 9,730 m<sup>2</sup>、合計 19 件、面積 51,925 m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 5 件、田 9,899 m<sup>2</sup>、畑 3,831 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 14 件、田 32,296 m<sup>2</sup>、畑 5,899 m<sup>2</sup>となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 7 筆、登記・現況とも畑、田、面積 5,353 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

2 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：児湯郡新富町の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況とも田、面積 3,303 m<sup>2</sup>、12 月から 3 年の賃貸借の新規設定です。

3 項 譲受人：小野崎の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 3 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 2,936 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の使用貸借権の再設定です。

4 項 譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 3、登記・現況とも田、面積 992 m<sup>2</sup>、12 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。

- 5 項 譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 4、  
登記・畑、現況・田、面積 895 m<sup>2</sup>、12 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。
- 6 項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 1 他 1 筆、  
登記・現況とも田、面積 1,164 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。
- 7 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他 1 筆、  
登記・現況とも田、面積 1,761 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の使用貸借権の新規設定です。
- 8 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：三重県四日市市の〇〇、申請地：大字鹿野田字  
〇〇番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 5,604 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設  
定です。
- 9 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・  
現況とも田、面積 2,310 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

10 項から 19 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似  
しておりますので、代表 10 項を読み上げ後は省略します。

- 10 項 宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 3 筆、登  
記・現況とも田、面積 5,283 m<sup>2</sup>、1 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借  
の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合してお  
ります。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または  
養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満た  
しております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告  
については、12 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 19 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方  
は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 188 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 188 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明をいたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字荒武字〇〇番 4 他 1 筆、地目・台帳・田、現況・山林、面積 618 m<sup>2</sup>、所有者：大字都於郡町〇〇番地、氏名：〇〇、事由 5 になります。

議 長 地元委員の説明をお願いします。

7 番 番号 1 を報告いたします。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落で〇〇入り口から北に約 500m 行った県道荒武・新富線の東側の台地の農地になります。現地の状況は、竹林となっている箇所ので長年農地として利用されていません。東側は山林、南側は山林、西側は県道、北側は山林であります。今後も農地として利用していくこともないことから事由 5 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

20 番 \_\_\_\_\_